

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」

に関する特記仕様書

本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや 流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、 調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。

(1) 調達検討資材は塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

(3) 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。

(4) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

(6) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。